

# マルクス・レーニン主義通信

通卷 30 号

共産主義者同盟(全国委)  
マルクス・レーニン主義派

ソ連社会帝国主義の体制的確立は

かる「ブレジネフ憲法草案」：

強まる教育の国家統制

—「君が代」の「国歌」化：

参議院選挙の結果：

日本帝国主義の朝鮮侵略史(4)：

どのようにして「第三期」を清算すべきか—第二次ブント総括(10)：

21 119 8

7

ソ連社会帝国主義の体制的確立はかかる――

# 「ブレジネフ憲法」草案

ソ連政府は、六月四日憲法草案を発表し、三五年のいわゆる「スターリン憲法」の改正に六二年四月第六期ソ連邦最高ソビエト第一会期において着手して以来、一五年ぶりに改正への現実的第一歩をふみだした。

この年月は、いみじくも、スターリン批判を機に台頭したフルシチヨフ、彼にとって代わったアレジネフによつてソ連社会主義の修正主義へと転落、その社会帝国主義への転化を全世界的に露わにした時代である。そして、今回の憲法草案の最大の、本質的特徴は、その第一条で「社会主義的全人民的国家」といふ国家規定をおこなつてゐる

その法制的、体制的確立、いわば「ブレジネフ体制」ともいべきソ連社会帝国主義の完成を画するものに他ならない。

(一) 民的国家への転化には、ソ連社会帝国主義の成長、転化の歴史が横たわっている。

すなわち、フルシチヨフは、ソ共二〇回国大会で「平和移行」「平和共存」「和平競争」なる修正主義、日和見主義路線を提出した。そして、「中ソ論争」を契機に中国共产党批判を強めつつ、五九年共二回国臨時大会における「社会主義第一條で「労働者と農民の社会主义國家」から「社会主義的全人勝利宣言、六一年二回国大会では共产党主

3と略す)なる社会主義建設の最終的な

今回の憲法草案」「ブレジネフ憲法」は、

蘇建設の時代への突入を認めた。

だが、社会主義建設の勝利、共産主義、  
建設の時代とソ連社会を規定することは、  
よりもおさず、ソ共指導者が「プロレ  
タリアートの独裁として生まれた国家は、  
新しい現段階で全人民の國家に、全国民

の権利と意志を代表する機関に転化した」  
へソ共綱領」という「全人民の國家」「  
全人民の党」なる反マルクス・レーニン  
主義的規定で、自己の修正主義、日和見  
主義を勢節することによってのみ可能で  
あった。

「全人民の国家」とは大きな背理であ  
る。國家権力を支配階級を打倒し握つた  
被支配階級は、旧社会の母胎との闘かい、  
新たに社会主義建設の過程で生まれるブ  
ルジョア分子への抑圧のための武器を手  
放すことは、みずから革命への裏切り  
である。

従つて、この意味で、国家が全人民的  
になつたといふ。其の理論は、ソ連社会  
は既に階級も階級矛盾も消滅した／＼完全  
な共産主義社会であり、そこにおける

国家は、「記帳と統制」を全人民が果す

「共同体統制機構」に転化した、本来の  
意味における国家の死滅を語つているに  
等しい。

しかし、今後のソ連社会は、はたして  
そのような成熟を示しているだろうか？

否である。

「日和見主義は、階級闘争の承認を、  
まさに、最重要の点までは、すなわち資  
本主義から共産主義への移行の時期、ブ  
ルジョアジーを打倒し、彼らを完全に絶  
滅する時期まではおしひろげない。現実  
には、その時期は、不可避的に、未曾有  
に激しい階級闘争の時期である。  
に鋭い形をとった階級闘争の時期である。  
したがつて、この時期の国家もまた、不  
可避的に、新しい型の独裁的なブルジョ  
アジーにとつては「国家でなければな  
らない」（「国家と革命」）。

こうしたマルクス・レーニン主義から  
の逸脱、修正は、階級、階級矛盾の無視、  
消滅を語つたソ連社会主義建設の歴史の  
なかに端を発している。

一九三四年の末には、コルホーズ  
はすでにソ連社会全体にわたつて全農民  
経営の四分の三を、全種種畜の約九〇  
%を統合」（ソ連共産黨總書記談話／以  
下小教程）し、「生産率の約八五倍を達  
成する農業構造を一変させた。

この変革は、當時十月革命の革命的転  
換と同じ意義をもつと、当時のソ共をし  
ていわしめたほどであった。スターリン  
は、この農業集団化により、工業化にむ  
けた蓄積源を確保し、二九年以降の第一  
次五ヶ年計画にありむけた。

さて、彼は、この成果を次のように自  
賛した。

この期を総括した「スターリン憲法」  
は、ソ連国家は、「労働者と農民の社会  
主義國家」、その政治的基礎は「地主と  
資本家の権力を打倒し、プロレタリアト  
の独裁をたたかいとった結果として生  
長し、かつ強固になった。労働者代表員  
ソビエト」と、いまだ、今日のような全  
面的な修正主義、日和見主義を開花させ  
るには到底なかつたとはいゝ、それへの  
転化を内にはらむものであった。

「（イ）それは、わが国でもっとも数  
の多い搾取階級で、資本主義復活のとり  
きである富農階級を一掃した。  
（ロ）それは、わが国でもっとも数の  
多い労働階級としての農民階級を、資本  
主義のうみだす個人經營の道から、共同  
的な、コルホーズの、社会主義的經營の  
道をもつた。  
（ハ）それは、國民經濟のなかの、も  
つとも切実に必要とされたが、またもつ  
とをもじられてた部門である農業にお  
いて社會主義の基礎を、ソビエト権力に  
あたえた」（小教程）。

かくして、彼は、三四四年ソ共一七回国  
会において、社会主義建設の勝利宣言をおこ  
ない、三六年第八回ソビエト大会で、二  
四八年憲法の改正、「スターリン憲法」を  
制定した。

彼は、一路、生産力水準の上昇に傾注  
せる社会主義建設に突走つた。しかし、  
この過程で形成される階級矛盾は、「意  
識のなかの資本主義の残りかす」（小教  
程）として概念の問題に、また、包羅し

一九三末より開始された、スターリン  
のクラーク絶滅／農業集閑化政策はその  
第一歩であつた。「穀物危機」（二八一  
二九年）を直接的契機に、工業化にむけ  
た資本蓄積を狙つてこの政策はド拉斯チ  
ックに推進された。

「（一九三四年の末には）コルホーズ  
はすでにソ連社会全体にわたつて全農民  
経営の四分の三を、全種種畜の約九〇  
%を統合」（ソ連共産黨總書記談話／以  
下小教程）し、「生産率の約八五倍を達  
成する農業構造を一変させた。

この変革は、當時十月革命の革命的転  
換と同じ意義をもつと、当時のソ共をし  
ていわしめたほどであった。スターリン  
は、この農業集団化により、工業化にむ  
けた蓄積源を確保し、二九年以降の第一  
次五ヶ年計画にありむけた。

さて、彼は、この成果を次のように自  
賛した。

数は一九六三年にはほぼ半減し、羊は六

〇〇万頭へり、擁乳量も低下した。都

住民の穀物、肉、その他の食料品を供給

するうえで支障が生じた」(覚更了)、

この上、農業の指導上の責を問われたの

である。

アルシチヨフの退陣は、彼の下で推進された「共産主義の全般的建設」(ソ連邦綱領)を頓座させ、その修正を余儀なくさせたのである。ブレジネフは、「農業主義の全面的建設」を彼岸化し、「癡迷した社会主義社会」を掲げ、より玲瓏に、より脊髄的にマルクス・レーニン主義の修正と社会荷担主義への転化を計ることになった。

「草案」はのべる。「国家は、各人は能力不応として働き、労働を感じて受け取る」という原則に基づいて、労働と消費の水準を監督する。・・・國家は物質的、精神的刺激を組み合わせることによって労働を個々のソビエト人の第一義的な志願の要求を顕化することを助成する。

(第三条)

の輸入によって購っている。国家予算の

「社会主義的民主主義」がすべての「ソ連サヤ」を投入しての農業政策も効果な

く、さりとて、消費者物価引き上げもで

きず、危機を内在化させ、外国帝国主義への依存を構造化させているのである。

農業を基礎とし工業を導き手とするの

ではなく、農業への過重な負担の上に強行されたソ連社会主義建設は、ますます社会主義的生活様式の優位はますます完全矛盾を深めつつある。このようなソ連社会をソ連邦には発達した社会主義社会が建設された。社会主義建設がすでに自己本来の基盤に基づいて発達している。この段階にあって、新制度の創造力、社会主義的生活様式の優位はますます完全に明らかとなり、・・・それは、成熟した社会主義的生産関係の存在する社会」(草案前文)などととうてい認めることはできない。

「社会主義的民主主義」がすべての「ソ連サヤ」を投入しての農業政策も効果な

く、さりとて、消費者物価引き上げもで

きず、危機を内在化させ、外国帝国主義への依存を構造化させているのである。

農業を基礎とし工業を導き手とするの

ではなく、農業への過重な負担の上に強行されたソ連社会主義建設は、ますます社会主義的生活様式の優位はますます完全に明らかとなり、・・・それは、成熟した社会主義的生産関係の存在する社会」(草案前文)などととうてい認めることはできない。

の輸入によって購っている。国家予算の

「社会主義的民主主義」がすべての「ソ連サヤ」を投入しての農業政策も効果な

く、さりとて、消費者物価引き上げもで

きず、危機を内在化させ、外国帝国主義への依存を構造化させているのである。

農業を基礎とし工業を導き手とするの

ではなく、農業への過重な負担の上に強行されたソ連社会主義建設は、ますます社会主義的生活様式の優位はますます完全に明らかとなり、・・・それは、成熟した社会主義的生産関係の存在する社会」(草案前文)などととうい認めることはできない。

5

「社会主義のもとでの社会空虚の最高

草方針を定めた。

かくして、各國營企業には奨励金、勞

動者には割増賃金の支払いという「物質

的刺激」がまかり通ることになつた。各

企業(長)は、生産性向上のため労働者

に割増賃金を与えて、自らもノリ潤沢の内

産、分配、交換のあらゆる環を包括する。

部賃保・蓄積が更に能となつた。國家的所

的、精神的要求を最も完全に充足するこ

とである。・・・」(第一四条)

「ソ連邦の経済は單一の国民経済的複

合体であつて、国内の諸地域の社会的生

産、分配、交換のあらゆる環を包括する。

目的は、人々のますます高まりゆく物質

的、精神的要求を最も完全に充足するこ

とである。・・・」(第一四条)

直結するブルジョア民主主義の下における支配（様式）と同質なのである。

現在のソ連社会の矛盾の反映である、「こうして、特殊な意味でのみ『ソビエト権力』がわが国に存在している、ということがわかる」、「つまり、強制のもとで選出されたソビエトの名において、党アリストクラシーへ専制」が國を統治している、という意味において」、「バルガ遺書」といふた党独裁批判、直接民主主義の要求に対する、「その非プロレタリア性のゆえでなく、『社会並びに国家の利益』を擡ぎながら故に強制的弾圧を下すことが、反面において可能なのである。

「社会主義的民主主義」の下では、國家はますます強化されざるをえない。集団においても徹頭徹尾ブルジョア民主主義的ない。それは、ソ連労働者人民を抑圧段においても徹頭徹尾ブルジョア民主主義的なものであり、一片の革命性も存在しない。

家」の下における「社会主義的民主主義」はそのイデオロギーにおいても、その手

六八年）、民謡の強化、強制収容所、精神病院、なんかく強大な軍事力等々のソ連の抑圧暴力装置もますます強化さ

れていますのである。

「最高会議幹部会の権限の強化（第一九条）」「草案」は、ソビエトの最高機関である

念することは權力闘争と革命闘争を断念することである」「民族解放闘争」は正義の合法的抵抗である」として、積極的に支援、介入にのり出し、今日、アンゴラ内戦にみられるような霸權主義的対外進出の基礎を築いたのである。

その例は、「社会主義国」にもむけられた。彼は、六八年、「ブレジネフ・ドクトリン」、「制限主権論」をもって、チエコを軍事的支配下においた。このよう

て強められた社会主義共同体論は、軍事力を背景に、東欧諸国をその軍事的、經濟的支配下においていた。中ソ論争を皮切りに、今日の「ユーロ・コミュニズム」、「自主独立派」の台頭する国際共産主義運動の分解のなかで、それらとの矛盾を深めつあるソ連社会帝国主義にとつて、東欧支配は不可欠なのである。

しかし、東欧（コノコン）諸国の經濟構造の差異をかえりみず、自立的發展を封殺し、國際分業を口実としてソ連經濟の從属下におこうとする政策もますます矛盾を深めている。ソ連自身が、「デダ

「ソ連共産党はソビエト社会の指導勢力であり、ソビエト社会の政治体制、あら

ゆる国家機関と社會組織の中核である：

：」（第六条）と「国家・共産主義建設の道具」よりする党、国家機関の首領主

義的肥大化をもたらす結果となっている。

KGB（国家保安委）、内務省の復活（

フルシチヨフの「平和共存」からブレ

六八年）、民謡の強化、強制収容所、精

神病院、なんかく強大な軍事力等々の

ソ連の抑圧暴力装置もますます強化さ

れていますのである。

このように、「社会主義的全人民的國

家」の下における「社会主義的民主主義」はそのイデオロギーにおいても、その手

段においても徹頭徹尾ブルジョア民主主

義的なものであり、一片の革命性も存在

しない。それは、ソ連労働者人民を抑圧

し、その革命性をねむりこませ、骨ぬき

にする以外のなにものでもない。

（四）「草案」は、第四章对外政策の項で、

第三章は、このような矛盾を深めながら、ソ連社会帝国主義の帝国主義への屈伏を基調としながら、国际革命闘争支援

と称してみづから権益の保護・拡張を

狙った帝国主義的政策を容認し、その積極的な推進を語っているのである。

こうして、ロシア革命以後、六〇年に

して、マルクス・レーニン主義を裏切り、

頭のてつべんから足の先までどっぷりと

修正主義、日和見主義にひたりきつたソ

連社会帝国主義者は、反人民的な、反革

命的な憲法をもって国家体制の基本とす

るまでになつたのである。

ソ連の、そしてまた、全世界の革命的

労働者は、この「ブレジネフ憲法」草案

にみられる、ロシア革命のさんだつ、社

会帝国主義の体制的确立を許すことはで

きないのである。

# 「鉄鎖を碎け」発売中

◎共産主義者同盟（全国委）党内闘争から

今までのわが同盟の軌跡

定価：500円

# 強まる教育の国家統制

## 「君が代」の「国歌」化

文部省は、六月八日、小学校では九年ぶり、中学校では八年ぶりという「学習指導要領」の「改定案」を発表した。今回の改定においては、「核」や「公害」の記述が消えたこと、「君が代」が

「国歌」とされたことなど、教育内容は独占資本に好都合な、国家的統制をますます強めるものとなっている。とりわけ、「君が代」の「国歌」化の意味するものは大きい。

文部省は、「①『君が代』は国歌として内外に定着した②国会の政府答弁でも『君が代は国歌』と明言している③卒業

式などで、「君が代拒否」といった混乱が一部では絶えないが、国歌として明示すれば混乱は防げる」（六・九朝日）と、即応して、天皇（制）イデオロギーで人「君が代」を「国歌」とする理由をあげている。

以上のような理由は、まったくの欺瞞であり、「国歌」化によってナショナリズムを強め、国益・排外主義を煽りたてようとするものに他ならない。

歴史的にみて、「君が代」は反動的役割を果してきた。明治維新後、「君が代」は一度たりとも「国歌」として法制化さ

れることなく、学校教育を皮きりに、軍

隊、企業をはじめとしてあらゆる人民の中に、天皇（制）を賛美するその歌詞と8されは混乱は防げる」（六・九朝日）と、即応して、天皇（制）イデオロギーで人民を統合する手段として、支配階級の手によつてもちこまれてきたのである。

その端初は、一八九〇年の「御真影」の下賜、「教育勅語」発布、九一年、「祝日大祭日儀式規定」をとおし、九三年「祝日大祭日」に唱うべき歌として、「君が代」を「国歌」と強制してきた

紀元節」「天長節」など七つの曲とともに指定されたことであった。

「君が代」を「国歌」と強制してきた

戦前國家権力が敗戦によって崩壊したあ

### 参議院選挙の結果

七月一〇日におこなわれた参議員選挙は、表でわかるように、公明、民社、漁業・領土問題において、民族主義に新自由クラブの伸長、社会、共産の低迷と、昨総選挙と一見同じ流れの上にあるような結果となつた。だが、大きく昨総選挙と異なるのは、自民党がふんばつて、追加公認をあくまで過半数を維持したことである。かくして、大騒ぎされた、「保守逆転」「与野党逆転」は、「夏の夢」とおわつたのであった。

このように、福田自民党の危機を救つたのは、何よりも

社会党、共産党的功績である。

> 者 改選議員  
別選派 当選者 65 32 10 9 5 0 0 3  
< 計 (追加公認含まず) 124

という訴えの方に「現実性」を感じたよう見える。そして、このような風潮の形成に多大な役割をはたしたのは、屈伏し、「國益」を叫びたてていた、ほかならぬ社会党、共産党なのである。社、其は、これからも一層「中道」にその地盤を蚕食されていくであろう。そしてそのことは、ますます真に労働者階級を代表する政党が問われてきているということに他ならない。

五七年の「学習指導要領」の改定における「国旗の掲揚」、「君が代」の斉唱が「國歌」とされてきたのである。そして、政府・独占資本は、たえず、「國歌」としての法制化を計るため策動してきたのである。

このうちにも、護持されていた天皇（制）イデオロギーに依拠し、慣習として、それは、「國歌」とされてきたのである。そして、政府・独占資本は、たえず、「國歌」としての法制化を計るため策動してきたのである。

ところで、今回の「学習指導要領」の改定にあたっては、文部省の一次、二次草案においても、「君が代」の「國歌」化は存在せず、改定案において、ノ突如ノとして登場した、といわれている。このことは、昨総選挙における敗北・自民党

専制の動搖をなんとかくいとめんとして、福田自民党の「これから日本をどうしていくのか」

独占資本の衆望をなつて登場した福田政権による労働者人民への反動的まき返し策動の一環であるといえよう。(いうまでもなく、「学習指導要領・音楽」ににおける「国歌」「君が代」は、各学年を通じ指導するが)という項は、「指導要領」が文部省検定の教科書を規定し、強制的に貫徹される点において事実上の「法制定化」である)。

福田は、このことを露骨に次のように語っている。「日の丸を国旗として掲げ、君が代を国歌として堂々と歌うような國家への忠誠心を養うなど情操、道徳教育を果」(六・九朝日)さなければならぬい、と。

かの田中の「五つの大切十の反省」論がそうであったように、参院選直前における福田の手による、このような「君が代」の「国歌」化は、「元号」問題などをあわせみると、ブルジョア専制の危機の国家主義的、民族主義的回避を狙つたものであることが一層明らかとなつてくる。

野党各党が、「漁業・領土問題」でます民族主義、排外主義への加担を強めつあるとき、彼らの「君が代」の「国歌」化反対は、きわめて不徹底なものとならざるをえない。

革命的労働者は、このような「君が代」化されなければならない。

「國歌」化にみられる国家主義、民族主義的な人民統合の策動に断固として反対しなければならない。

# 日本帝国主義の 朝鮮侵略史(4)

四・一九革命と五・一六  
軍事クーデター

「不正選挙糾弾」の炎は、選挙当日の夜、まず馬山(マサン)で燃えあがった。この馬山での「不正選挙糾弾」闘争への

警官隊の発砲によって一人の少年が虐殺されたことを契機に、闘いは、「李独裁政権打倒」と発展した。

「李承晩は直ちに退陣せよ!」「民主主義を守ろう!」「言論、出版、結社の自由を保障せよ!」などのスローガンを掲げたソウルの学生を先頭とする十万人のデモ隊は、大統領官邸におしよせた。

李は戒厳令をしき、武装警官と軍隊に出動を命じ、無差別射撃を敢行させ、デモ隊を鎮圧せんとしたが、デモ隊は投石、棒きれなどで抗戦した。死者一一五人という犠牲者をだしながらも、「李承晩独裁政権打倒」の闘いはつづけられた。

南朝鮮人民の「李承晩独裁政権打倒」の闘いに恐怖した米軍は、李に欺瞞的な「反省声明」(二〇日)を発表させ、闘いの破裂を企てた。しかし、李が二四日、「最高行政官として」ひき続き君臨する旨の声明を出すや、再びソウル市内はデモ隊の波で包囲され、ついに二八日李の退陣をかちとつたのである。

四年一〇月、米軍艦で南朝鮮の地に選挙干涉にのりだした。

李承晩政権下の南朝鮮は、新国家保安法の成立以降も進歩党の解散、党首の死刑など、野党、反李勢力への弾圧があつた。このようなかで、六〇年三月二十五日、四回目の大統領選挙が選挙日をくりあげて実施された。李独裁政権はこの選挙においても軍隊、警官を動員し、選挙干渉にのりだした。

野党各党が、「漁業・領土問題」でます民族主義、排外主義への加担を強めつあるとき、彼らの「君が代」の「国歌」化反対は、きわめて不徹底なものとならざるをえない。

革命的労働者は、このような「君が代」化されなければならない。

「國歌」化にみられる国家主義、民族主義的な人民統合の策動に断固として反対しなければならない。

おりな李は、米帝にとつて南朝鮮の新植

民地支配を維持するうえで都合のよい、  
頑強な反共信奉者であつた。そして、「四・一九革命」によりアメリカに亡命す

るまで、米帝の南朝鮮支配の意を代表し  
独裁的地位を確立してきたのである。し

かし、米帝は、「四・一九革命」が不可  
避に朝鮮の南北統一に発展することを恐

れ、李をみすてた。このことは、翌年、  
南北統一運動の高まりに対する、

「五・一六軍事クーデター」によつて明  
ちかであった。

「四・一九革命」は、  
反封建・反買弁・反外勢・反独裁のも  
とに南朝鮮人民が全て決起して闘かわれ  
た。そして、李独裁政権打倒後の張勉(チャンミヨン)政権(六〇年七月総選挙  
により組閣、尹潽善・ユンボソン)が  
大統領)は、  
韓人民の闘いの中で、政治的、經濟的危  
機を深めた。それは次のことで明らかで  
ある。

大会・共同宣言文」は、「①アルジェリ  
ア、キューバ、ラオス及びA・A諸国と  
中南米諸国人民の民族解放闘争を支援し  
連帶する②買弁性と隸属性を促進させる  
軍事基地化に反対し、外勢依存、売国権  
力張勉内閣を全力で打倒する③朝鮮民族  
の宿敵に、朝鮮統一の戦果をもつて決  
定的最終攻撃を与えない④買弁  
資本家、不正官僚地主は我が民族の兄弟  
達が絶叫する、この統一への宣言の前に  
無条件に屈伏しなければならない。全て  
の兄弟よ!南北学生会談の広場に進み出  
として、朝鮮統一をめざして闘うことを  
宣言している。

朝鮮統一にむけた板門店での南北学生  
会談は、目前に迫った。そして、それは、  
反米、反張勉政権運動の高揚の中でかち  
とられようとしていた。そのような状況  
の中で、米帝に後おしされた軍人による  
軍事クーデターが、五月一六日ソウルで  
勃発した。

軍事クーデター後、張勉政権にかわつ

張勉政権は、米帝の対「韓」援助の削

減と經濟危機の進行の中で、六〇年末、  
西獨と日本から經濟援助をうけ入れるこ

とを公表した。また米帝と、「アメリカ合  
衆國代表が下記の計画事業へ政府予算

経済政策、計画事業などをさす)および  
関係記録を制約なく観察し、再検討する

ことを許し、かかる計画事業に完全な情

報と、アメリカ合衆国政府が事業の性質  
と範囲を決定し、すでに提供されたか構  
想中の援助の効率を評価するために必要

とするその他の関連情報をアメリカ合衆  
国政府に提供」を義務づけられた、「經  
濟協定」を六一年二月八日調印した。

この張勉政権の「買弁・外勢」の動向  
に対し、南朝鮮人民の抗議行動は、「日

帝に再侵略を許すもの」として、また、「  
「売国的で屈辱的な不平等協定」と暴露

し、闘かわれたのである。

また、この時期に、南北統一運動が急

速に高まつた。六〇年八月、朝鮮民主主

義人民共和国は、「南北連邦制」を提案  
していたが、南朝鮮では六〇年後半より  
南北統一をめざした各種の団体が組織さ

れてはじめていた。ソウル大生によって六  
〇年末「民族民主統一連盟」の結成、二

〇余の政党、団体による「民族自主統一  
中央協議会準備委員会」、一月九日には、  
祖國統一をめざす「祖國統一民族幹線」

の結成等々。

張勉政権は、反政府闘争、南北統一運  
動への弾圧、「デモ規制法」「反共竊時

特別法」の制定策動にのりだしたが、火  
に油をそそぐ結果となり、一層闘いを高  
揚させた。四月一三日、ソウルとの「南

北学生会談歓迎起大会」をはじめ、各  
地で「南北学生会談促進市民決起大会」

が組織され、「来たれ南へ、行こう北へ、  
会おう板門店(パンムンジエム)で!」  
のスローガンは南朝鮮全土にとどろいた。

五月の「民族統一全国学生連盟結成準備

会」は、一部無軌道な学生が共産主義者たち  
の煽動に乗り、板門店で南北協商を呼び

かけるという、危険な事態にまで進んで  
いた。……もしも、このような事態が、  
そのままつづくとすれば、この国が赤化

されることは火を見るよりも明らかであ  
ったし、……国家全体の危機はより高ま  
るだけだった。結局わたくしと同志は、

一九六一年五月一六日を期して軍事革命  
を実行した」(「民族の底力」)とのべ、

反共を第一義とし、南北統一運動を打倒  
するための「軍事革命」であったことを

明らかにしている。(そして、この軍事  
クーデターは、アレン・ダレス元CIA

長官が「わたしが在任中のCIAの海外  
活動で一番成功したのはこの革命であつ

た。……もしアメリカがなにもしなかつ  
たら、民衆は共産主義者の宣伝にひ

つかつて「南北統一」を要求する「暴徒」  
を支援したかもしれない」と語っている。

ように、米帝の指示、協力の下で敢行さ  
れたのである。)

成立した朴軍事独裁政権は、「革命公約」で表明したように、これまでの反共整備強化し、そしてこれを通して「勝共統一」をめざすこと、又、「米日をはじめとする自由友邦」とくに日帝との「紐帯をより強固に」すること、それは、米帝のアジア戦略の下で、日帝の「經濟援助」を積極的にひきいれ、「自王經濟再建」をもたらし、「勝共統一」の基盤とする、等々を課題とした。

第一に、反共の「再整備強化」は、「反共法」「國家保安法」など数々の治安、弾圧立法をもって「四・一九革命」を担った活動家、精神的・反理念の抹殺を策し、南朝鮮人民を抑圧すると共に、国防防ちよう隊(CIO)、警察機構を肥大化し、六一年六月には悪名高いCIAを設置するなど、弾圧機構を強化した。五・一六クーデター後翌六二年一月二〇日までに四〇四件の「法」をつくり、また改悪した。当然にも「革命公約」の「第六条」は反古にされ、朴自ら「軍服か

業生だが、わたしはその時期の軍人訓練にたいする日本の方針がもつともすばらしいものだと信じている」と、天皇の赤

六五年六月二二日、「日」韓基本条約および諸協定」は東京で正式調印され、八月一四日に「韓」国で（与党单独で強行採決）、一二月一日日本で（自民、民社で採決）各々成立する。

日「韓」条約締結にむけた日「韓」会談は、岸のあとをうけた池田と朴軍事独裁政権の間で促進されていた。四・一九革命で中断していた日「韓」会談は、朴によつて再開される。

朴は、六一年一月岸との会談で、「われわれは、日本の明治維新の時の勤皇派のような精神で闘つてゐる。だから、われわれは、明治維新的歴史を研究している。わたしは日本陸軍の士官学校の卒

ら私服に着がえただけであった。（朴のペテンは、大統領選挙、三選改悪、七・四共同声明等枚挙にいとまがない）。日帝は、米帝の世界戦略に規定された四共同声明のベトナム介入の支持、「韓」國軍の派遣をもつて、反共政権の維持、強化を進めた。

朴は、又、「韓」日会談を妥結させることが、緊迫した國際情勢のなかで自由陣営の結束とアジア反共戦線の強化という

大局部見地からみて韓日両国政治家の責務である。いまこそ両国の政治当局者は、国民からの非難はある程度覚悟のうえで、会談を強行、妥結させなくてはならない」

（六一年九月）と、日「韓」会談の妥結

とは、緊急した際情勢のなかで自由陣営の結束とアジア反共戦線の強化という

朴は、又、「韓」日会談を妥結させることが、緊迫した際情勢のなかで自由陣

営の結束とアジア反共戦線の強化という

い」（六〇年）、そして、第二次朝鮮戦

争を想定した「三矢作戦」でも明らかに、日米「韓」の共同軍事行動態勢が追及され、日米「韓」台反革命体制は、六四年の中国核実験を契機に、米帝の主導下に急速に確立されていった。

他方、在日朝鮮人の「法的地位」は、日「韓」条約の国会の批准の前に、「韓国」は「国籍」で「朝鮮」は「記号」とされ（これ以前は両方も「記号」である）、それが「韓」基本条約と同時に「法的地位協定」が締結されることにより、「韓」国籍を取得することによって永住権（「協定永住」）を申請することができると、朝鮮の南北分断・固定化、そして、「同化と追放」政策を強化した。

しかも、「協定」は、退去強制理由として、内乱、外患に関する罪と国交に関する罪または外国元首、外交使節、その公館に対する犯罪行為をあげ、日「韓」体制への忠誠を強要したことである。椎名は、「悪質韓国人の本国送還の道

ウル地下鉄導入事件（七〇年—三菱、丸紅）などの不正、日「韓」ゆきも強まり、また外資依存の南朝鮮企業の「不実企業」化が増大するのである。

だが、朴政権は外資導入を積極的にうけいれることによつて、第一次、第二次五ヶ年計画を実施し、輸出の増大をテコに「高度経済成長」をおし進めた結果、農村の分解を激化させ、失業を増大させ、中小企業は圧迫され、南朝鮮経済の日本独占への隸属を決定的にしたのである。

七〇年代に入ると、世界的な不況の進行によって破局的状態に陥つた。そしてこの「克服」は、今まで以上の外資導入―日本独占への隸属を強める結果となつた。こうして、日本独占資本は七〇年代には商品輸出と並び直接投資を増大させ、新植民地主義的支配を確立する。

## 「維新体制」下の

### 南朝鮮

六〇年代、朴政権は、米帝の軍事的

を開いたのは大きな前進だと、公然と争を語り、「韓」国側も「在日朝鮮人はやがて日本に同化していく運命にある」（李東元外務部長官）と「棄民政策」を明らかにし、日「韓」体制のもとで大々的に「永住権申請運動」を展開していく。

日帝は、先の植村発言に明らかなように、ドル危機にあえぐ米帝の肩代り要求と朴の外資導入政策をバネとして、南朝鮮に齎す。かくて、南朝鮮侵略は本格化する。「良質で豊富で安い労働力」を求めて！ これは、「第三世界」への経済進出の一歩に六億ドル、六六年、六〇万ドル、六七年、八億五五〇〇万ドル、六八年、十億四九三〇万ドル、一〇万ドル、六九年には、六億九〇〇万ドル、六七年、八億五五〇〇万ドル台が、六五年には、一挙に六億ドル、六六年、六七年には、四億三〇〇〇万ドル以上と軋を一にしているのである。

六五年の日「韓」条約が、池田の「所得倍増」「高成長」路線の矛盾、ゆきづまりに対する、その克服への有効な武器となつた（赤字財政による公共投資の推進名は、「悪質韓国人の本国送還の道

ト工業が生産設備の五一・四%が日本の借款導入で、肥料工業一三〇%以上、合併の外資導入政策をバネとして、南朝鮮に齎す。かくて、南朝鮮侵略は本格化する。「良質で豊富で安い労働力」を求めて！ これは、「第三世界」への経済進出の一歩に六億九〇〇万ドル、六七年、八億五五〇〇万ドル台が、六五年には、四億三〇〇〇万ドル以上と軋を一にしているのである。

この時期に、「韓」国財閥は、三菱、三井をはじめとする日本の独占資本に系列化され、三星財閥サッカリン密輸事件（六六年—三井物産）、浦項製鐵所建設をめぐる疑惑（六九年—三菱商事）、ソ

援助」と日帝の経済「援助」によって、第一次、第二次五ヶ年計画を実施し、「自主経済」のもと、各々八・五%、一〇・五%の成長率を達成した、と発表しておられた。

南朝鮮経済は、日帝の植民地支配によって、消費材工業（紡績、食料品工業）が残存していたにすぎず、それも再建資本が乏しい状態であり、米軍政下での農産物、衣料品のもちこみによって破壊的状態におちいっていたのである。このようない状態のなかで、輸出代替産業の育成が、外資導入をもつて推進されたのである。このことは、成長率の上昇がすべて輸出の増大によるものであり、從来の経済状態から脱皮し、「自主経済」の発展をうながすのではなく、輸出の増大が輸入の増大を不可避免とすることになり、國

籍収支の赤字が累積するという結果をたらしたのである。「不実企業」の増大は、輸出の増大という至上命令にもかかわらず、不正、干渉により朴、六三四四万票、

進、「ベトナム特需」と共に）。

南朝鮮への経済進出は、請求権資金をもとにして、商品、プラント、技術などを持ちこみ、「低廉な労働力」をもつて加工し、南朝鮮を市場として売りさばくことによって超過利潤を獲得することから開始された。六八年度の段階でセメント工場が生産設備の五一・四%が日本の借款導入で、肥料工業一三〇%以上、合

成樹脂工業一六二・四%、化学織維工業一五〇%、造船部門・新造船の六五%が日本独占資本の下での企業設備といふまで、南朝鮮経済を支配するに到つた。

六九年九月末現在で、日本独占資本の資本輸出額は、四億三〇〇〇万ドルに達した。六五年以降、年平均一億ドル以上と軋を一にしているのである。

この時期に、「韓」国財閥は、三菱、三井をはじめとする日本の独占資本に系列化され、三星財閥サッカリン密輸事件（六六年—三井物産）、浦項製鐵所建設をめぐる疑惑（六九年—三菱商事）、ソ

ウル大学生会以降、全土に改憲反対デモが高揚する中で、一〇月一七日、朴に三選改憲案を単独成立させる暴挙が行なわれた。さらに、七〇年代に入ると、経済的危機も一層激化し、政治的危機も大統領選が近づくにつれて深まっていく。

朴は、「北朝鮮スパイ事件」をデッチ上げ、反朴闘争弾圧を強化するが、一月一八日、ソウル大学生名は無期限ストに突入し、翌七一年四月八日、「民主守護宣言」採択、四月一二日、「民主守護全国青年学生連盟」結成と、公明選挙をスローガンとする学生デモが活発化する。

金大中五四〇万票をもつて朴は三選され、た。三選以降、朴政権は、一二月六日、国家非常事態宣言、一二月二七日「国家保衛法」、そして七二年三月三日、「外国人投資企業の労働組合および調整に関する特例法」を成立させての団交権、争議権の剥奪、一二月二七日「維新憲法」公布、政党の政治活動禁止と「維新体制」をといったのである。

とりわけ、「馬山輸出自由地域」や外国人投資企業における労働者の団交権、争議権の剥奪は、日本企業に高搾取を保護するものであった。「高度成長」を謳歌する朴は一方で官僚、財閥、高級軍人、一部特權層に不正利得を与えた。他方人民を飢餓生活状態におとしこんだ。

「維新体制」は朴（大統領）の権限を無限に強め、その地位の永久化を狙つた。周知のように、「大統領緊急措置」は、「流言飛語のねつ造、流布、事実の歪曲」「憲法の否定、反対、歪曲、誹謗」その改正、廃棄の主張、請願、煽動、宣伝などを禁止し、処罰するという政治

朴政権は、末期的ともいえる治安体制の強化のなかで、「政局安定」を叫んでいた。だが、南朝鮮人民、在外朝鮮人民の反朴・民主化（反日帝）闘争はやむことなく持続している。朝鮮統治下の日帝がそうであったように、もはや朴は、元K C I A 部長が離反したように政治的破局へとつまんでいるのである。このような朴を、五・一六クーデター後、一年もその座に居すわり続けさせているのは、なによりも米・日帝の一援助に他ならない。

## 今日の南朝鮮

### 経済と日帝

日帝は、六九年佐藤・ニクソン会談で「韓国、台湾の安全は日本自身の安全である」という共同声明を出した。そして、七〇年四月の「新経済社会発展計画」で「アジアの主役」を演じることを宣言し、アジア侵略の拡大をめざした。

活動の規制であり、ただ官制のデモ、請願が合法化されるのみであった。又、「社会安全法」は、「特定犯罪を再犯する危険性を予防し、社会復帰のための教育、改善が必要と認定される者に対する保安処分を行なうことによつて国家の安

全と社会の安寧を維持する」ことを目的とし、政治犯に対する軽向の強要と監視を強化を法制化したものである。しかも、

これは、朴が日帝の治安維持法「予防拘禁制度」を研究し、より強化されたノ

成果を「維新体制」を支える弾圧立法として登場させたことに他ならない。

インドシナ民族解放戦争の全面勝利は、インドシナ民族解放

朴を恐怖させ、「社会安全法」をはじめとした「戦時立法」を制定し、「北の脅威」を叫び、「総力安保体制」の確立へ

急がせた。（「総力安保体制」の中でも年々增加する国防費、外債償還費、「防衛税」は、南朝鮮人民の榨取、収奪を一層強めることになった。）

こうした朴政権の專制支配に対して、在外朝鮮人民の批難が集中するや、金大

中氏ら致などE C I A を使って弾圧を加えた。又、七四年、全国民主学生総連盟「大統領緊急措置第〇号」をふりかざしの民主化要求をはじめとする、「戦時立法」「総力安保体制」への反対運動には、平和・民族大团结の三大原則を確約したが、朴政権は一方的に反古にし、永久分断・固定化策動を強めている。「七二年「七・四共同声明」は、インドシナ民族解放戦争の進撃、七二年二月のニクソン訪中の「維新体制」下での「国連同時加入」「クロス承認」「六ヶ国会議」等を通して、南北永久分断・固定化策動をつけたことも明らかである。その成立以来、一向貫して南北統一阻止、「勝共統一」路線をとっている朴政権は、専制支配を維持するために、こうした欺瞞的策動を展開しているのである。

七四年末の外資導入現況は、借款六九億三〇〇〇万ドル、外国人投資七億二三〇〇万ドルにのぼり、導入先（借款）はアメリカ三七・七%、二五億九六〇〇万ドル、日本二一・八%、一四億五六〇〇万ドル、EC諸国三億九八〇〇万ドル、国際金融機関九億四〇〇四万ドルであり、外国人投資は、日本六五・四%一四億七四〇〇万ドル、アメリカ二七・六%一億九八〇〇万ドル、西独一・三%一九三六万ドルであった。七四年の元利償還額は、元金三億四四〇〇万ドル、利子二億三七〇〇万ドルで、直接投資を除いた元利償還額は六二一七三年間で一三億五七〇〇万ドル（七二年、三億一二〇〇万ドル、七三年、四億三九〇〇万ドル）、である。七六年には約二〇億ドルに達し

た。

そして、七四年輸出入実績（通関規準）は、輸出四四億六〇〇〇万ドル、輸入六年三億一三九〇万ドルに急増した。その後四年の九四%十二億九五〇〇万ドルを日本が占めていた。

七四年末の外資導入現況は、借款六九億三〇〇〇万ドル、外国人投資七億二三〇〇万ドルにのぼり、導入先（借款）はアメリカ三七・七%、二五億九六〇〇万ドル、日本二一・八%、一四億五六〇〇万ドル、EC諸国三億九八〇〇万ドル、国際金融機関九億四〇〇四万ドルであり、外国人投資は、日本六五・四%一四億七四〇〇万ドル、アメリカ二七・六%一億九八〇〇万ドル、西独一・三%一九三六万ドルであった。七四年の元利償還額は、元金三億四四〇〇万ドル、利子二億三七〇〇万ドルで、直接投資を除いた元利償還額は六二一七三年間で一三億五七〇〇万ドル（七二年、三億一二〇〇万ドル、七三年、四億三九〇〇万ドル）、である。七六年には約二〇億ドルに達し

た。

日本獨占資本の進出は、六五年から七年にかけて、借款一四五億六一〇〇万ドル、直接投資五億五一〇〇万ドル、赤字を記録し、七三年度の貿易赤字は一〇億一五〇〇万ドル、一三五%増となつたのである。

日本獨占資本の進出は、六五年から七年にかけて、借款一四五億六一〇〇万ドル、直接投資五億五一〇〇万ドル、赤字を記録し、七三年度の貿易赤字は一〇億一五〇〇万ドル、一三五%増となつたのである。

日本獨占資本の進出は、六五年から七年にかけて、借款一四五億六一〇〇万ドル、直接投資五億五一〇〇万ドル、赤字を記録し、七三年度の貿易赤字は一〇億一五〇〇万ドル、一三五%増となつたのである。

日本G N P に占める七四年の对外貿易は七七・四%と異常ともいべき水準に達したが、日、米のそれぞれ三〇%未満、一〇%台と比較すれば、輸出拡大を第一課題とした南朝鮮経済は对外貿易、特に日本に依存していることを明らかにしてい

る。日本商社は、南朝鮮財閥を系列化し、

南朝鮮経済の対外貿易において四〇%を占有し、G.N.P.の三分の一を占めている。「馬山輸出自由地域」は日本資本が九二%と文字通り日本企業団地となつておる、浦項製鉄所、「セマウル運動」、そして、第四次五ヶ年計画の中軸であるK.I.D.C.

（「日韓合弁投資開発公社」）構想と南朝鮮経済の枢軸に日帝の支配力は強まつてゐる。この日帝の新植民地的支配を打ち固めるK.I.D.C.について、日本独占資本は、

「K.I.D.C.」は、韓国の重化学工業化と輸出産業の創設、拡張、運営を目的に韓国法人として第四次五ヶ年計画に合わせて設立する。資本金は一〇億ドルの予定で、出資比率は韓国五一%、日本四九%、その信用力によって、韓国内外の政府、民間から資金を借り入れることにしており、日本から五ヶ年間に四〇億ドルの資金協力をしたい、という考え方である」（植村「日韓経済協会」会長）「アメリカは韓国から退きつつある。代わって、まさに戦闘員を派遣することはできないだろう

# どのようにして「第二二期」を清算すべきか 第二期総括（10）

目

次

はじめに

第一章 第一期（六一—六六年） 関西ブントの思想形成

第二章

第一部 ケオルグ・ルカーチ批判

はじめに

（一）ルカーチの世界観

（二）ルカーチと歴史的状況

（三）弁証法における総体性の契機

（四）物象化と階級意識

（五）物象化と疎外された労働について

（六）物象化とアレタリアートの意識について

（七）階級意識について

まとめ

（4）ルカーチの自然弁証法批判

（5）ルカーチの反映論批判

（6）コミニテルンのルカーチ批判と自己批判

（II）ルカーチの政治的性格

（1）ルカーチの略歴

（2）空想的社会主義観

（3）急進的職術左翼

（4）倫理的組織観

第三章 第二期（六六—六九年） 関西ブントの実践過程

第四章 ブハーリン、ローヴィ批判

第五章 第三期（六九年—） 関西ブントの思想的、実践的分解

から、武器輸出、さらに韓国の自國兵器生産力を高めることを含めてお手伝いでありますか」（河野三菱重工相談役）との

発言にもあるように、「日韓」一体化による軍需生産を軸とした重化学工業の育成を図ろうとしている（この構想の提唱者は岸の側近である矢次である）。

こうして、日帝は、「日韓議員連盟」「日韓經濟協会」などの政府官僚、独占資本を筆頭に、日「韓」癒着を深めながら、南朝鮮新植民地支配を強め、朴政權の維持、延命を「援助」している。これは又、先の国会における自民、民社による「日韓大陸棚共同開発協定」成立でも明らかである。

「出入国法案」も七一年以降、三度にわたって「江の外に押し返さねば先祖に對して申しと語った。日帝の支配層、そして、朴も公然と推進されているのである。

「日韓大陸棚共同開発協定」成立でもこのことを投げ捨てたわけではない。日帝は六六年以降、三度にわたり上程された。そして、未だあきらめず虎視眈々としている。

在日朝鮮人への民族差別の強化は、日親「韓」派福田の登場は、「韓」国との軍事的一体化がこれまで以上促進されることを示している。日米「韓」国軍の「チーム・スプリット」作戦と、「韓」国軍の近代化と有事の際の共同作戦大綱作成を任務とする日米防衛協力委の発足など、七〇年の二万人撤退以降徐々に開始されていた在「韓」米軍撤退を大々的にあげられた事實を想起しなければならない。

南朝鮮人民、在日朝鮮人民の反朴、反帝の南朝鮮侵略の強化と無縁でない。戦後の歴史をみても、労働運動の弾圧の前には、在日朝鮮人民がまず最初にやり玉にあげられた事實を想起しなければならない。

（3）急進的職術左翼

（4）ルカーチの自己批判

（5）ルカーチの略歴

（6）空想的社会主義観

（7）急進的職術左翼

（8）倫理的組織観

（9）ルカーチの自己批判

（10）ルカーチの略歴

（11）空想的社会主義観

（12）急進的職術左翼

（13）倫理的組織観

（14）ルカーチの自己批判

（15）ルカーチの略歴

（16）空想的社会主義観

（17）急進的職術左翼

（18）倫理的組織観

（19）ルカーチの自己批判

（20）ルカーチの略歴

（21）空想的社会主義観

（22）急進的職術左翼

（23）倫理的組織観

## 映論批判」の批判

ルカーチの哲学的世界觀をその個々の内容において検討してきた我々は、彼の独自な見解なるものがヘーゲル並流の、そして新カント派の観念論的思弁哲学の焼き直しに他ならないことを知った。私は、いかなる意味でも、ルカーチの總体性を骨子とする弁証法をマルクス主義の認識論の要として復権せんとする善意の意図が達成されているとは認めることができない。ヘーゲリアンたる彼には師の世界觀の中に転倒した形においてではあれ脈々と流れている自然と歴史の現実的諸要因を概念的に把握しようという遠大な志向性などまったくないといわねばならない。彼はただヘーゲルから、思弁から始まって思弁に還帰するという循環的弁証法の方法と体系をうけついだの

として、新カント派の観念論的思弁哲学の焼き直しに他ならないことを知った。私は、いかなる意味でも、ルカーチの總体性を骨子とする弁証法をマルクス主義の認識論の要として復権せんとする善意の意図が達成されているとは認めることができない。ヘーゲリアンたる彼には師の世界觀の中に転倒した形においてではあれ脈々と流れている自然と歴史の現実的諸要因を概念的に把握しようという遠大な志向性などまったくないといわねば

ならない。彼はただヘーゲルから、思弁から始まって思弁に還帰するという循環的弁証法の方法と体系をうけついだの

定するということ、産業一般を否定するということは同一のことではない。産業に対象化される人間の生産活動の歴史的發展を土台としないような社会を我々は過去においても将来においても考へることができる。ではなぜルカーチはかような初步的誤りを犯したのであろうか。それは、彼が自己的歴史理論を唯物論にもとづいて構成していないからである。

ルカーチは、マルクスが「ドイツ・イデオロギー」で規定した「歴史叙述の唯物論的な土台をあたえる」ためには、「あらゆる歴史の根本条件」：あらゆる人間的存在の、したがつてまたあらゆる歴史の前提：：根源的な歴史的諸関係の四つの契機、四つの側面」を確認しなければならないという観点をまず前提とすることができなかつたのである。したがつてルカーチの歴史記述は、「すべての人間の第一の前提はもちろん生きた人間的個体の生存である。したがつて確認されうる第一の事態はこれら個人の身体的組織と、そしてこれによつてあたえられ

あり、しかもそれを自分の理解および領域、すなわち客観的対象存在としての自然界と自然科学を含まぬ狭い領域に限定してうけついだのである。だが彼がそこににおいてこそ弁証法がもつとも生命力ある活動性を發揮するとした対象も、彼の理解している革命的実践という判断規準が通用する範囲内でのことであり、産業として対象化される人間活動の普遍性を包摶する広さにおいては、「私は何も言うことがない」という保留つきでのことである。しかして、ルカーチのヘーゲルとマルクスを統合する審判者として自分を称揚する大きわきの中身がいかにみすべきらしい諸命題にすぎないかといふこと、それはマルクス主義を豊かにするものではなく、もっぱらそれを卑俗化するものであること、観念論と唯物論をつきまとせ、面ような折衷的哲学理論をねりあげたものに他ならないことはすでに明らかになつたことと思う。

我々はルカーチの世界觀一般の批判を終るにあたつて、彼の模写論、反映論批判の二つの批判点のうちの前者である。

ルカーチの資本主義批判は、「諸個人の対象的性格と外在的性格をわけて論じられら自然的な基礎と、歴史の行程での人間の行動によるこれらのものの変更とから出発しなければならない」（同前）といふようにはならなかつたのであって、この自然的基礎が歴史的に変更された一定の形態（＝資本制的生産様式）がすべてであるという認識にもついて展開されているのである。

ルカーチの資本主義批判は、「諸個人の対象的性格と外在的性格をわけて論じられら自然的な基礎と、歴史の行程での人間の行動によるこれらのものの変更とから出発しなければならない」（同前）といふようにはならなかつたのであって、この自然的基礎が歴史的に変更された一定の形態（＝資本制的生産様式）がすべてであるという認識にもついて展開されているのである。

本家の所有物であつて、直接的生産者たる労働者の所有物ではない」（同）ことによって、いわゆる外化された、疎外された活動にならうてゐるとはいへ、「労働者たる労働の帰属者たる資本家の効用たる労働が資本家に属す」（『資本論』）と労働力の使用価値が、つまり労働力の使用者を強制する経済制度として批判し、否述べておいた。ここで補足するのは、この二つの批判点のうちの前者である。

資本主義的生産様式を、疎外された労働を強制する経済制度として批判し、否述べておいた。ここで補足するのは、この二つの批判点のうちの前者である。

ルカーチは、産業、すなわち資本家は客觀的経済法則につき動かされて行動するだけだからその能動的、積極的運動を問題にすることはできないとしている。我は前項でこの点に関して、産業を資本の能動性（自由）とを絶対的対立概念と題にすることをやめ、面ような折衷的哲学理論をねりあげたものに他ならないことは、かにしなければならないが、本題に入る前に次の点についてだけ簡単な補足を加えておこう。それは前項で検討した、ルカーチが産業をその資本主義的形態においてしか理解していないことに関してである。

ルカーチは産業、すなわち資本家は客觀的経済法則につき動かされて行動するだけだからその能動的、積極的運動を問題にすることはできないとしている。我は前項でこの点に関して、産業を資本の能動性（自由）とを絶対的対立概念と題にすることをやめ、面ような折衷的哲学理論をねりあげたものに他ならないことは、かにしなければならないが、本題に入る前に次の点についてだけ簡単な補足を加えておこう。それは前項で検討した、ルカーチが産業をその資本主義的形態においてしか理解していないことに関してである。

ルカーチは、自然質料を自分自身の生活のためによつて媒介し、規制し、統制する一過程で、すなわち、それにおいて人間が、自分の身体に属する自然力たる腕や脚や頭や手を運動させる。彼は、この運動に

より自分の外部の自然に働きかけてこれ

を変化させることによって、同時に自分自身の自然を変化させる。・・・労働過程。我々がその簡単で抽象的な諸契機において叙述してきたような労働過程は、使用価値を生産するための合目的的な活動であり、人間の欲望のための自然的なものとの取得であり、人間と自然とのあいだの質料交換の一般的な条件であり、人間の永遠的な自然条件であり、したがってまた、人間生活のどの形態からも独立したものであり、むしろ、人間生活のすべての社会形態に等しく共通したものである」という「労働過程の一般的本性は、労働者が労働過程を自分自身のためなく資本家のために行うことによっては、もちろん変化しない」(同)のであって、ルカーチのように、資本主義制度の下での労働過程を外在的性格においてだけ理解し、これを否定するばかりで労働過程の一般的本性を顧慮しないのは誤りである。

我々は、資本主義が作り出した経済的・社会形態が生産し交換し、またそれをにおうじてそのときどきに生産物を分配してきた、その諸条件と諸形態についての科学としての経済学——こういう「広義の経済学」(同)という広さをもつていいのである。

人間の過去の経済活動にたいする唯物論的で歴史的な把握は、「ブルジョア経済にたいするこの批判を完全におこなうために、資本主義的な生産、交換、分配の形態を知っているだけでは不十分であつた。この形態に先行した諸形態や、発展の遅れている国々にいまなお資本主義的な形態とならんで存在している諸形態をも同様に、せめておおまかにでも研究し、比較しなければならなかつた」(同)という意味で必要なばかりでなく、社会主義的生産様式はこれらの歴史的生産段階といかかる形式と内容において異なるのかを科学的に明らかにするためにも是非とも必要なものなのである。

人間の実践活動の領域から、労働、生産、産業を除外し、資本主義経済を労働

成果を土台としなければならないのであ

り、その階級的、社会的な生産の制限をとり払うことによって、人間にとつての労働の一般的本性が全面的に開花する生産社会を建設していかなければならないのである。その段階でこそ産業は、人間労働が積極的に対象化されたものとして人間の諸能力の飛躍的な増進と歩調をそろえて巨大な発展をとげるのである。

ルカーチは、産業一般を否定することによって、物質的生活の生産のための労働、生産活動の歴史における本質的意義を(論理上)否定せざるをえないのであり、その結果彼の歴史理論は唯物論とはほど遠いものとなるのである。彼がいくら弁証法の要として実践を強調したところで、そこには労働、生産という活動内容が欠落しているのである。

かかるルカーチの歴史理論の根本的欠陥は、彼の経済学をもぎわめて狭いものとしているといわねばならない。すでに見たようにルカーチはブルジョア経済をその物神的性格、疎外された労働の故に

のみ批判するのである。彼の批判は、「憤怒は、これらの(社会的)弊害を描寫する場合や、あるいは支配階級に奉仕

する場合や、あるいは支配階級に奉仕してこれらの弊害を否定または美化する調和論者を攻撃する場合には、まったくうつつけのものである」(『反デューリング論』)という域を出ないのである。その段階でこそ産業は、人間労働が積極的に対象化されたものとして人間の諸能力の飛躍的な増進と歩調をそろえて巨大な発展をとげるのである。

彼の経済理論には「経済学は、最も広い意味では、人間社会における物質的な生産の生産と交換とを支配する諸法則についての科学である」(同前)という前提的認識が欠けており、したがつて当然にもそれは「生産および交換のそれぞの発展段階の特殊な諸法則」だけを問題とするものであり、「生産および交換の過程の中にうちたてることをまったく問題としているのである。ルカーチの経済学は、「ほとんどもっぱら、資本主義についての科学である」(同前)といふ

一般的な諸法則」(同)を人間の歴史的発展過程の中にうちたてることをまったく問題としているのである。ルカーチの経済学は、「ほとんどもっぱら、資本主義的生産様式の発生と発展とに限られていない」(同前)といふ

のものである。ルカーチの歴史哲学が唯物論の風をとつてながら、実際は観念論に道を開くものとなつて、以上のようないくつかのものであつて、以上のような観点からみるならば、マルクスは、弁証法的方

論に道を開くものとなつて、以上のようないくつかのものであつて、以上のような観点からみるならば、マルクスは、弁証法的方法の「観念論的な」硬直化にたいする闘争において考究されていたよりも、はるかにヘーゲルに近いところに立っていたのである。

ここにルカーチの弁証法理解の主要な

級意識」の中で、次のように述べている。内容が要約されている。「史的唯物論の「ヘーゲル哲学の方針の本質は、それがあつねに『精神現象学』においてもつても魅力的に、哲学の歴史であると同時に歴史の哲学であったといふ点にあるが、マルクスは、マルクスは、ヘーゲルに近いところに立つて、『この点の把握においてマルクスは、はるかにヘーゲルに近いところに立つて、この二つの命題のうち後者はすでに検討してきたことから明らかのように全くのデッчи上げである。マルクスがヘーゲルの認識論、歴史哲学を継承したことは事実である。しかしへーゲルにあつては、絶対理念の自己運動として世界は説明され、そのよう

ものとして存在と思考の同一性が説かれているのであって、このようないへーゲル哲学の観念論的、思弁体系的側面はマルクスによって唯物論的に顛倒させられるに至つてきつぱりと捨てられたのである。

観念と存在とのどちらを根源的なものと見るかという唯物論と観念論の分岐点、マルクスとヘーゲルとの決定的対立点を強調するのではなく、あたかもマルクスがヘーゲル的な意味で思考（観念）と存在との統一（同一性）という弁証法を積極的に評価したかのようにいふのは、唯物論を観念論の沼地に引きこまんとするものに他ならない。内容はさておき、マルクスとヘーゲルとを親密な関係に立たせようとするルカーチのこのような意図は、再々度みてきたところだからここではこれ以上この点について批判する必要はない。ここで問題にしなければならないのは二つの命題のうちの前者である。ルカーチのいっている意味においてではないが（これはすぐ後にみる）思考とはないが（これはすぐ後にみる）思考と

存在との統一（同一性）なる規定はある意味では正しい。それは次の点において見えるかといふ。まずそのための前提を列記しておこう。

物質の存在が、世界の根源であるといふ真理をもとにして、「もつとも一般的仕方」物質に内属する属性としてとらえ

た場合の運動は、たんなる位置変化から思考にいたるまでこの宇宙でおこつていい

るあらゆる変化と過程とをその中にあくまでいる」（エンゲルス「自然弁証法」）

「物質の運動とは粗大な力学的運動、ただの位置変化のことだけではなく、それ

は熱や光のことであり、電気や磁気の張力のことであり、化学的な結合や分解のことであり、生命として最後には意識のことである」（同前）こと、すなわち、

物質の存在様式はその運動に他ならないことを認めること、エンゲルスが「自然弁証法」の中で、「物質はその循環運動の中で法則にしたがって運動していること、これららの法則は必然的にその循環の

という人間的な概念は、自然現象の客觀的関連をつねに単純化するもので、この

関連を近似的にのみ反映し、单一な世界過程のあれこれの方面を人為的に遊離するのだ。思惟法則が自然法則に照応するのを知れば、これがすっかり分かつてくれる——とエンゲルスは言う——思惟や意識は「人間の脳髄の所産で、人間自身は自然の所産」であることを考えに入れれば、と。一人間の脳髄の所産は、結局はそれ自身がまた自然の所産であつて、他の自然的関連と矛盾するものでなく、かえつてそれに照応する」ことが分かる」という意味で、その限りで、思考と存在との統一（同一性）を問題にすることは間違つていないといえよう。すなわち、思惟、意識、思考と存在、客体、物質とは、だが、以上の前提を欠いてこの枠をこえて問題をたてるならば、それは一直線に観念論の領域に転落するといわねばならない。

では、ルカーチの見解はこの正当な範圍に屬するであろうか。否、彼の見解は

観念論の立場において構成されている。すでにみてきたように、ルカーチは存在の間には弁証法的相互関係が存在しない立するいくつかの唯物論的前提を認めないとある。彼は自然と人間（主体）との間には弁証法的相互関係が存在しない

以上のルカーチの思考と存在との統一（同一性）という認識は当然のごとく彼をして模写論、反映論の批判へと導くの

にヘーゲルの歴史哲学そのものに他ならない。

（同一性）といふことを拒否するのである。したがつて当然にも、彼は、唯物論的意味における「模写」説のなかには——物象化されれた意識にとっては——克服できない思考と存在、意識と現実との二元性が理論をも否定するのである。彼はこの唯物論が要求する制限をこえて説きたいのであり、まさにヘーゲル哲学の諸内容においてそうしようとするのである。彼はこの唯物

機であり、その統一と統合を体現するあ

るものの存在を意味するものだと言わんとしているのである。この歴史觀はまさにヘーゲルの歴史哲学そのものに他ならない。

「『模写』説のなかには——物象化された意識にとっては——克服できない思考と存在、意識と現実との二元性が理論的概念の模写としてとらえられようと、概念が物の模写としてとらえられようと同じことになる。なぜなら、両方の場合と

もこの二元性は克服されずに理論的に固定されているからである。」

「思考と存在とが、古めかしく硬直し

たまま対立を保つており、それら独自の構造やそれらの相互関係の構造が変化せずにとどまるかぎり、思考が頭脳の産物

であり、したがつて経験の諸対象と一致するというように考えたところで、こうした考え方（アラトンの）想起やイデアの世界の考え方とまったく同様に一つの神話にほかならない。」

「思考と存在とは、それらが相互に『対応』しあい『模写』しあうという意味で同一的なのでなく、またそれが相互にあって、むしろ兩者の同一性は、それらが同一の現実的、歴史的な弁証法的な過程の製機であるということにもとづいているのである。」

ここできつぱりと反映論が二元論として否定され、純粹にヘーゲル的意味で存在と思考との二元論が説かれている。マルクス主義者が認識論を問題にし、存在と思考との関係を論ずる場合、観念と物質のどちらが根源的なものであるかといふ点についての明確な回答を避けて問題を論すれば、それは不可避に観念論を擁するのである。

「論」のなかで、「唯物論の認識論」とつては、「反映するものから独立した反映されるものの存在（意識からの外界の独立性）は、唯物論の基本的前提である」として、「物理的諸経験の要素」（即ち、物理的なもの、外界、物質）を感覺と同一のものと認める時は、観念論を説くことができるし、かつ当然説かなければならぬ。……客体と人間の感覺との不可分的連絡という前提の上に認識論を立てるることは、「感覚複合」「ロール物体」心理的なものと物理的なものが同一な世界要素」、アベナリウスの同格説等々）の觀點から、同一説、一元論を批判している。ルカーチの統一（同一）性論も、この意味で、観念論を説くものだといえよう。

唯物論的に存在と思考から規定しようとする、以上のようにしかいえないものである。この前提に基づいてこれらとの間の關係を説明するならば、それは弁証法的反映ということにならざるをえ

護することになることは我々にとつてすでに自明のことであるから、ここでは簡単に次の二点に關してだけ指摘する。

マルクスは、ヘーゲル、又はヘーゲル

亞流の存在と思考との同一性という見解を批判し、認識論の対象としてその關係

を問題にする場合はそれを區別して論じなければならない、と主張したのである。

彼は、「経済学批判・序説」で、「思考

する頭脳の產物である思考された總体としての具体的總体」と「依然として頭脳の外部でその具体性をたまつて存続す

る實在的な主體」とは別物であるとのべ、又、「聖家族」においても、「大衆的な共産主義的労働者は……存在と思考との

あいだの、意識と生活とのあいだの區別を痛切に感じている」とこの点を強調して

いる。

かかる觀点からマルクスは、「……批判的批判家は、意識と存在とが區別され

てゐる世界があるという思想を思いつくわけがない。すなわち、私がたんにその思想的存在をカテゴリーとしての、また

思想的存在的である。この非難はそ

うこと以外のなにものかであろうとする

理論にたいして、批判は立腹するのであ

る」とヘーゲリアンたちの認識論を激しく

くり笑したのである。この非難はそ

うこと以外のなにものかである。この非難はそ

立場としてのその存在を止揚しても、つ

まり、私が対象的な現実を、対象的に對

自然の最高所産であつて、この合法則性を反映する力があるにすぎない。……自然のなかに客觀的な合規性、因果性、必然

身のそれと他の人間のそれとを変化させることなしに、私自身の主觀的な意識と

象的な仕方で変化させることなく、私自

然の無制限的な普遍性」に解消されるとい

うこと以外のなにものかである。この非難はそ

近似的に——写しでありうるが、ここで同一というのはバカげている。意識は一般に存在を反映する。——これが唯物論総体の一般的命題だ。この命題と社会的意識は社会的存在を反映するという史的唯物論の命題との直接にして、不可分の連絡を看取しないということは——でき、ないことだ」（『経験批判論』）「論理学の諸法則は、人間の主観的意識における客觀的なもの反映である。……これらの概念（およびそれらの關係、移行、矛盾）は客觀的世界の反映である。事物の弁証法が理念の弁証法を創造するのであり、その逆ではない。……生命は脳龍を生む、人間の脳龍のうちに自然が反映される。人間はこれらの反映の正しさを自己の実践および技術のうじて検討し、適用しながら客觀的真理に到達する」（『哲学ノート』）とのべている。

このように、それらのものの關係を唯物論的に規定しようとした場合、二つの概念のあいだの二元的関係としてしか扱えないことがからを二元論であるとい

## 夏期一時金の圧倒的カンパを

許すな！  
（完）

30

ゆえをもって否定するためには、意識と物質とはどちらが根源的存在なのかとい

う間に、どちらも同時的に根源的だとい

△二〇ページより続く

うか、どちらもこれらを包括する上位概念（ヘーゲルにあっては絶対理念、ルカチにあっては総体性という關係概念）にとつては一つの契機にすぎないとするしかない。あって、いずれにせよ、それは観念論の前に屈伏することになるのである。

帝にとつて、海外侵略と自國労働者階級の民主的改革」「経済的進出の民主的規制」によって阻止しうるであろうか？ 日帝の南朝鮮侵略は、共産黨の「經濟帝」とて、海外侵略と自國労働者階級の支配の強化は一対のものである。革命的労働者は、朝鮮人民の運動と連帯し、民族差別、入管法」入管体制を解體しなければならない。あらゆる日「韓」癒着を暴露し、日帝の朴政權「援助」を

マルクス・レーニン主義通信 7月号

発行日・ 1977.7.10

連絡先・横浜市港南郵便局

私書箱 / 6号

郵便振替・横浜 3719

定価・100円